平成30年4月6日

要望書

総務大臣 野田聖子 様

協同組合日本写真館協会 理事長 福地憲一

一般社団法人日本写真文化協会 会 長 堀 恵 介

「民法の成人年齢引き下げに伴う成人式の式典年齢について」

標記の件、すでに2016年に選挙年齢については、20歳より18歳に引き下げられておりますが、民法における成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正案が閣議決定され、今通常国会にて成立すれば、飲酒・喫煙・競輪競馬等を除き18歳が民法上の成年となります。

この改正により、現在各地方自治体で開催されている20歳での成人式の式典が18歳を対象に変更される可能性がございます。祝日法で定められている1月第2月曜日である成人の日に式典が行われると、対象年齢の18歳の多くは大学受験を前にした時期でもあり、センター試験と重なり式典などへの参加減少が見込まれ、式自体が衰退することが懸念されます。

現在、成人式の式典は、成人の日もしくはその前日、または豪雪等の地域事情により春休みお盆などの日程で各地方自治体の主催で開催されております。1月に開催される成人式におきまして女性は振袖、男性は羽織袴など和装で式典に参加する習慣が定着しており、七五三の祝と同様に、日本における和装文化に触れる重要な機会となっております。

婚礼において和装を着用することが減少した今日、自覚をもって主体的に和装を着用する唯一の機会とも呼べる状況にあると思われます。

しかし、成人式の式典が 18 歳対象となったと仮定いたしますと、受験期でもあり和装を着用して地域の多くの成年が一堂に集う習慣がなくなることが懸念され、これにより人生において唯一に近い和装に接する機会を失うことになりかねません。長い歴史を持ち日本の伝統文化といえる和装の衰退にもつながることが大きな問題点として憂慮されます。

このため、民法による成年が、18歳に引き下げられることは全く異議はございません、しかし 飲酒などの制限は20歳のままであるため、すべての規制がなくなる20歳を対象に、国の施策 の上「はたちの記念日」として、現行通り二十歳(はたち)の成人式の式典の開催を各地方自治 体へのご指導をお願いいたした〈存じます。

これにより、日本の伝統的な和装文化に触れ、成年の自覚を持って社会に参画し、社会もそれを祝うことにより、更により良い社会の実現に寄与するものと考えます。